

報告

令和4年7月30日開催  
熊本上益城地域医療構想調整会議

診療所管理者を常勤とする規定の  
例外的な取り扱いについて  
(報告)

令和4年7月30日

熊本市（保健所）医療政策課

## 【1 報告事項】

- 診療所の管理者は、厚生労働省医政局総務課長・同局地域医療計画課長通知「診療所の管理者の常勤について」（令和元年9月19日付け医政総発0919第3号・医政地発0919第1号）により、医療法に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、勤務時間中常勤とされているが、**今般、熊本市（熊本市保健所）において、専門的な医療ニーズに対応する熊本市内の1歯科診療所に対して、例外的な取り扱いを認めたことから、同通知に基づき、外来医療の提供体制に関する事項についての協議の場である地域医療構想調整会議に報告を行うもの。**

## 【2 例外的な取り扱いの根拠等】

- 令和4年5月、熊本市保健所管内において、専門的な医療ニーズである心身障がい児（者）への医療提供を行っている下記歯科診療所から、常勤の管理者の確保が困難である旨の具申があり、管理者の不在時に常時連絡を取れる体制を確保するなど管理者の責務を果たすことが可能な体制が取れるとのこと等から、例外的な取り扱いを適用し、常勤によらない管理者による診療体制を認めたもの

## 【3 例外的な取り扱いを認めた診療所】

- 一般社団法人熊本県歯科医師会 口腔保健センター

【開設者】 一般社団法人熊本県歯科医師会

【専門的な医療ニーズ】

上記歯科診療所は、昭和53年より、通常の歯科診療が困難な障がい児（者）への歯科診療を開始し、現在も週3日、対応可能な歯科診療所が求められる中、拠点施設として、熊本市内及び菊池市、合志市等からの県内の障がい児（者）への歯科診療に特化した専門的な医療ニーズに対応。

### ○ 診療所の管理者の常勤について

[令和元・九・十九 医政総発〇九一九第三・医政地発〇九一九第一 各都道府県衛生主管部(局長宛 厚生労働省医政局総務・地域医療計画課長連名通知)  
(全文略)

記

- 1 診療所の管理者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する管理者の責務を果たす必要があることから、原則として勤務時間中常勤とすること。
- 2 ただし、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所において、常勤の医師を確保することが困難である場合や管理者となる医師の育児・介護等の家庭の事情により一定期間弾力的な勤務形態を認める必要性が高い場合等においては、例外的に常勤でなくとも管理者として認められること。ただし、この場合においては、常時連絡を取れる体制を確保する等、管理者の責務を確実に果たすことができるようにすることが必要であること。
- 3 また、上記の例外的な取扱いを行う診療所（へき地や医師少数区域等の診療所を除く。）がある場合、当該診療所が所在する都道府県は、当該情報が地域の外来医療機能に関する情報の一部であるという観点から、医療法第三十条の十八の第二一項の規定により設置される外来医療の提供体制に関する事項についての協議の場において、当該情報の報告を行うこととすること。